

一般社団法人日本地質学会若手活動運営委員会規則

(目的)

第1条 一般社団法人日本地質学会（以下「学会」という）理事会規則第14条第2項に基づき若手活動運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。委員会は、地球科学に携わる若手会員（以下「若手」という）と学会との連携を強化し、若手の学術活動を活発化することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、若手とは当該年度の4月1日時点で満35歳以下の正会員をいう。

(業務)

第3条 委員会は、第1条の目的を達成するため、以下の活動の企画および運営を行う。

- (1) 若手同士の交流促進と情報交換および若手を対象とした学術的行事
- (2) 学会内外での若手活動に関する情報収集および若手会員への情報提供

(構成・任期)

第4条 委員会は、若手により運営され、委員長、副委員長および若干名の委員で構成される。委員長および副委員長は委員の互選により選出する。

- 2 委員長、副委員長および委員の選出および任期内での変更がある場合は、理事会の承認を得る。委員長、副委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(運営)

第5条 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の活動を理事会に報告する。委員長が不在の時、または委員長が適当と認めた時は、副委員長または委員がその任にあたる。
- 3 委員会は、必要に応じて作業部会を置くことができる。
- 4 作業部会の組織および運営等に関し必要な事項は、委員会での承認をもって決定する。

(規則の変更)

第6条 本規則の変更は、理事会の承認を得る。

附則

本規則は、2023年4月15日から施行する。